

## 甲賀圏域における居宅介護等サービスの在り方の検討について

### 1. 経緯・目的

平成7年度の心身障害児(者)ホームヘルプサービス事業の開始以来、制度を柔軟に運用し、「申し合わせ事項」として居宅外(移動を含む)でのサービスの提供を居宅介護して認めてきました。

障害福祉サービスにおける本来の居宅介護・移動支援・日中一時支援の在り方を整理し、利用者に不利益が生じない制度運用を検討します。

甲賀市・湖南市における地域課題を踏まえ、令和8年度改正に向けて要綱・報酬体系の見直しを行います。

令和4年度からの継続検討がまとまり、令和7年11月に甲賀湖南障害児・者サービス調整会議全体会での周知を経て、令和8年7月より運用を開始する方向です。

### 2. 改正案（対象者、事業内容、加算等の考え方）

#### 移動支援事業

移動支援(対象要件についてこれまで、『対象者と同一世帯に属する者全てが～に該当する場合に限る』としていましたが、今回の要綱改正で省きます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外での移動が困難な障がい者等で、次のいずれかに該当する者           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 18歳以上65歳未満で障害支援区分1以上認定者</li> <li>(2) 18歳未満で介護給付費の支給決定を受けている者</li> </ul>           かつ公共交通機関の利用困難で、同世帯が以下いずれかに該当する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア:身体障害者手帳(下肢・体幹・移動機能2級以上、または3級以下+総合等級2級以上)</li> <li>イ:療育手帳 重度以上</li> <li>ウ:精神障害者保健福祉手帳 2級以上</li> </ul> </li> </ul>
--	---

## 日中一時支援事業

項目	改正前	改正後
対象者	集団支援を主な対象者	個別支援型・集団支援型に整理
基準単価	社会福祉法人併設型と 小規模単独型及びその他の事業所	すべての事業所で一律同額とする
職員要件	在宅の障がい者等の介護に関する事業実績を有しており、また、本事業を1年以上継続して実施できる社会福祉法人等(以下「事業者」という。)において行うものとする。	個別支援型について従事する職員の資格要件として、介護福祉士、行動援護・重度訪問介護従事者研修修了者、または訪問介護員2級養成研修課程修了者
加算について	早朝加算 送迎加算 重症心身障がい者等事業所体制加算 重度心身障がい者等事業所体制加算(医療) 長期休暇期間	集団支援型(追加) 食事介助加算 入浴加算 個別支援型(追加) 個別サポート加算 特定事業所体制加算 入浴加算